

エネルギー使用合理化等事業者支援事業

成果報告

平成 31 年度



目次

- ・平成31年度の概要と申請・採択等の状況
- ・1章 申請・採択等の状況
- ・2章 事業区分ごとの分析
- ・3章 実績省エネルギー効果からの分析
(I.工場・事業場単位)
- ・補助金申請・事業実施の注意点

平成31年度の概要と申請・採択等の状況

- ① エネルギー使用合理化等事業者支援事業
(省エネ補助金) の概要
- ② 省エネ補助金の申請・採択件数
- ③ 電力需要の低減に資する設備投資支援事業費
補助金 (省電力補助金) の概要
- ④ 省電力補助金の申請・採択件数

① 平成31年度 省エネ補助金の概要

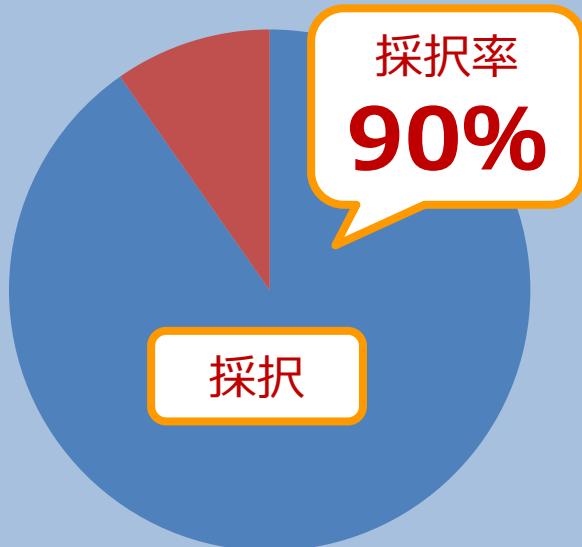
I. 工場・事業場単位					II. 設備単位
事業区分	省エネ設備導入事業			(d) エネマネ事業	対象設備
申請要件	(a) 一般事業 省エネルギー設備への更新、改修等、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー・マネジメントシステム（以下「EMS」という）の新設により、原油換算量ベースで省エネルギー率 5%以上 又は エネルギー消費原単位改善率 5%以上 のいずれかを達成する事業	(b) 大規模事業 省エネルギー設備への更新、改修等、EMSの新設により、原油換算量ベースで省エネルギー量 500kL以上 を達成する事業	(c) 連携事業 複数の事業者間において、生産設備の統合やユーティリティの共有によるエネルギー・マネジメントシステム（以下「EMS」という）の新設により、原油換算量ベースで省エネルギー化を図り、(a)又は(b)の要件のいずれかを満たす事業	S I I に登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、S I I に登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図り、EMSの制御効果と省エネルギー診断等による運用改善効果により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を達成する事業	対象設備 ・高効率空調 ・産業ヒートポンプ ・業務用給湯器 ・高性能ボイラ ・高効率コージェネレーション ・低炭素工業炉 ・冷凍冷蔵設備 ・産業用モーター
※ 投資回収年が5年以上であること。 ※ 「エネルギー使用量が1,500kL以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)」は省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。 ※ トップランナーアイニシアチブ制度対象機器を導入する場合、トップランナーカード基準を満たす機器のみが補助対象となる。					既設設備を 一定以上の省エネ性の高い設備に更新する事業
補助率	中小企業者個人事業主会社法上の会社以外の法人 1/3以内 (d) と同時申請 1/2以内	1/2以内 投資回収年7年未満の事業 は 1/3以内	1/2以内	エネマネ事業のみ申請 1/2以内	1/3以内 (設備費のみ)
	大企業 (みなし大企業を含む) 1/4以内 (d) と同時申請 1/3以内	1/3以内 投資回収年7年未満の事業 は 1/4以内	1/2以内	エネマネ事業のみ申請 1/3以内	対象外

② 平成31年度 省エネ補助金の申請・採択件数

新規事業の申請・採択件数／中小企業の申請・採択件数

新規事業の申請・採択件数

- 申請数：956件
- 採択数：863件



中小企業の申請・採択件数

- 申請数：608件
- 採択数：535件



③ 平成31年度 省電力補助金の概要

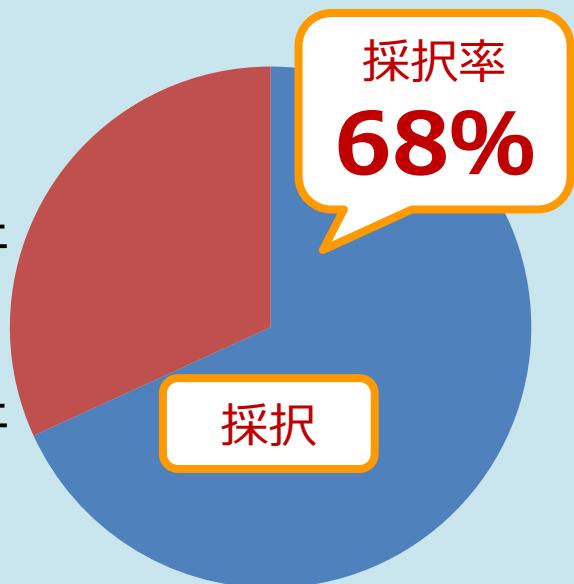
I . 工場・事業場単位		II . 設備単位	
事業区分	(a) 省電力設備導入事業	(b) エネマネ活用事業	対象設備
申請要件	<p>省電力設備への更新、改修等、EMSの新設により、 電力使用量を10%以上削減する事業</p> <p>(a) の事業に加えて、 SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省電力化を図り、 EMSの制御効果と省電力診断等による運用改善効果により、 電力使用量を2%以上削減する事業</p>	<p>※ 投資回収年が5年以上であること。 ※ 既存の電力使用設備を高効率の電力使用設備に更新する事業を対象とする。 ただし、単年度事業に限る。 ※ トップランナーハウス制度対象機器を導入する場合、<u>トップランナーハウス基準</u>を満たす機器のみが補助対象となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率照明 ・高効率空調 ・産業ヒートポンプ ・業務用給湯器 ・高性能ボイラ ・低炭素工業炉 ・変圧器 ・冷凍冷蔵設備 ・産業用モータ
補助率	<p>中小企業者 個人事業主 会社法上の 会社以外の 法人</p> <p>大企業 (みなし大企 業を含む)</p>	<p>1/3以内</p> <p>1/4以内</p>	<p>1/2以内</p> <p>1/3以内</p> <p>1/3以内 (設備費のみ)</p>

④ 平成31年度 省電力補助金の申請・採択件数

新規事業の申請・採択件数／中小企業の申請・採択件数

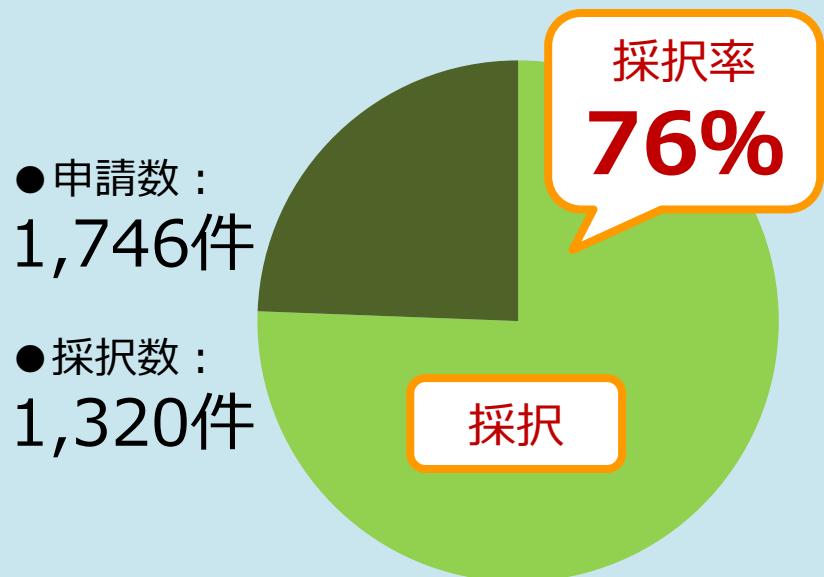
新規事業の申請・採択件数

- 申請数：2,963件
- 採択数：2,020件



中小企業の申請・採択件数

- 申請数：1,746件
- 採択数：1,320件

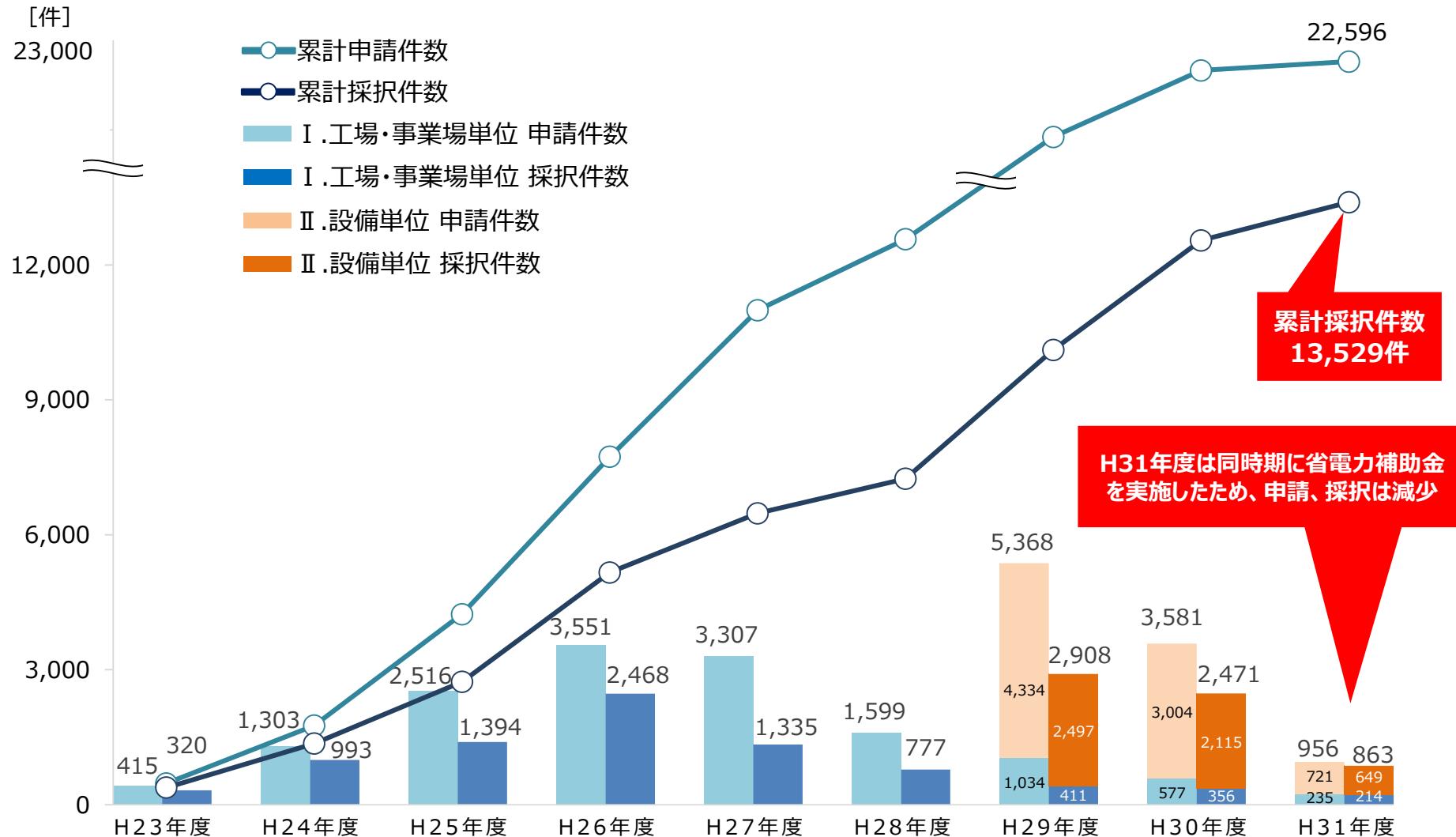


中小企業の方が採択率が高い

1章 申請・採択等の状況

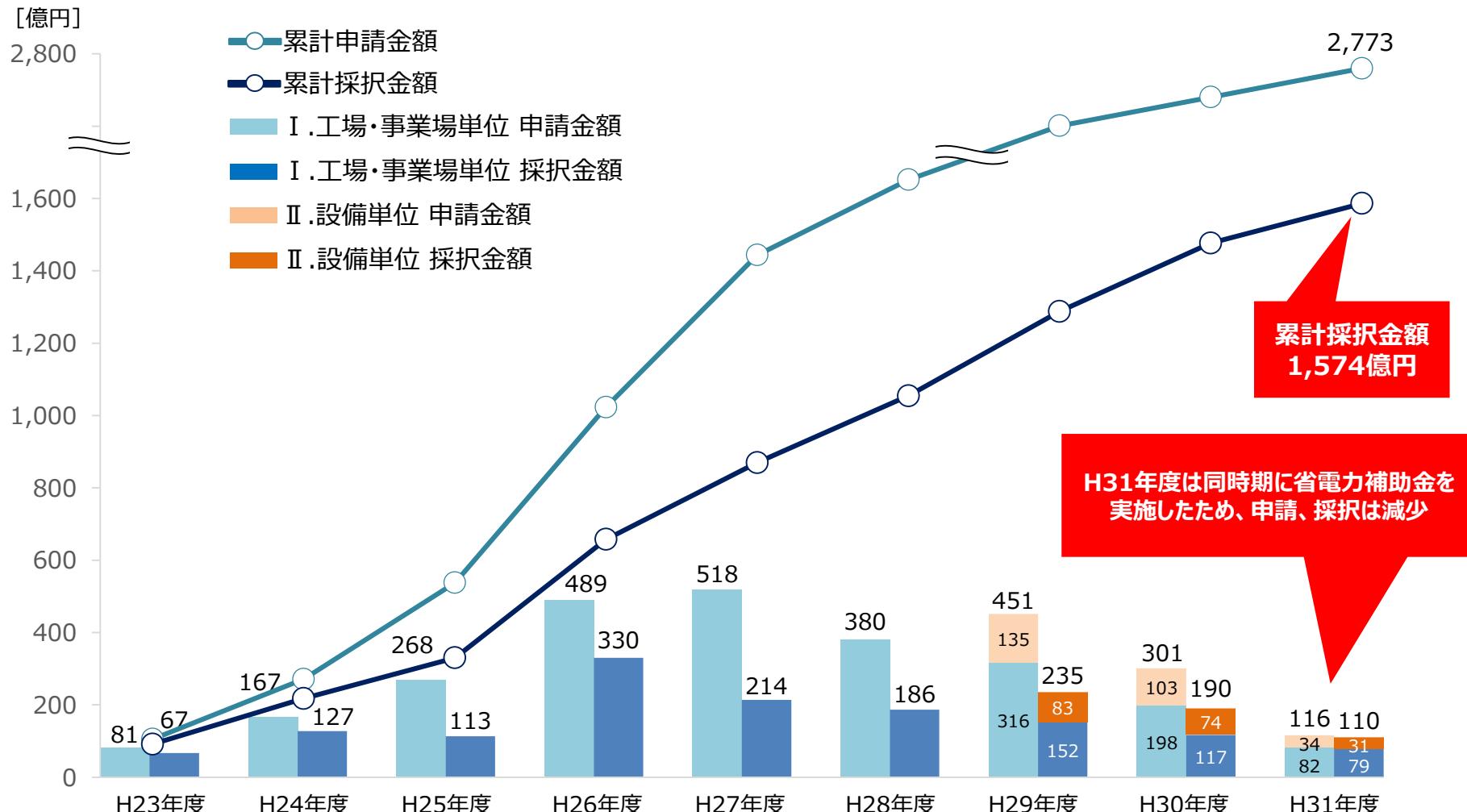
- 1-① 新規事業の申請・採択件数の推移
- 1-② 新規事業の申請・採択金額の推移
- 1-③ 新規事業の中小企業割合

1-① 新規事業の申請・採択件数の推移



◆ H23～H31年度における累計の申請件数は、約22,600件。
累計の採択件数は、約13,500件。

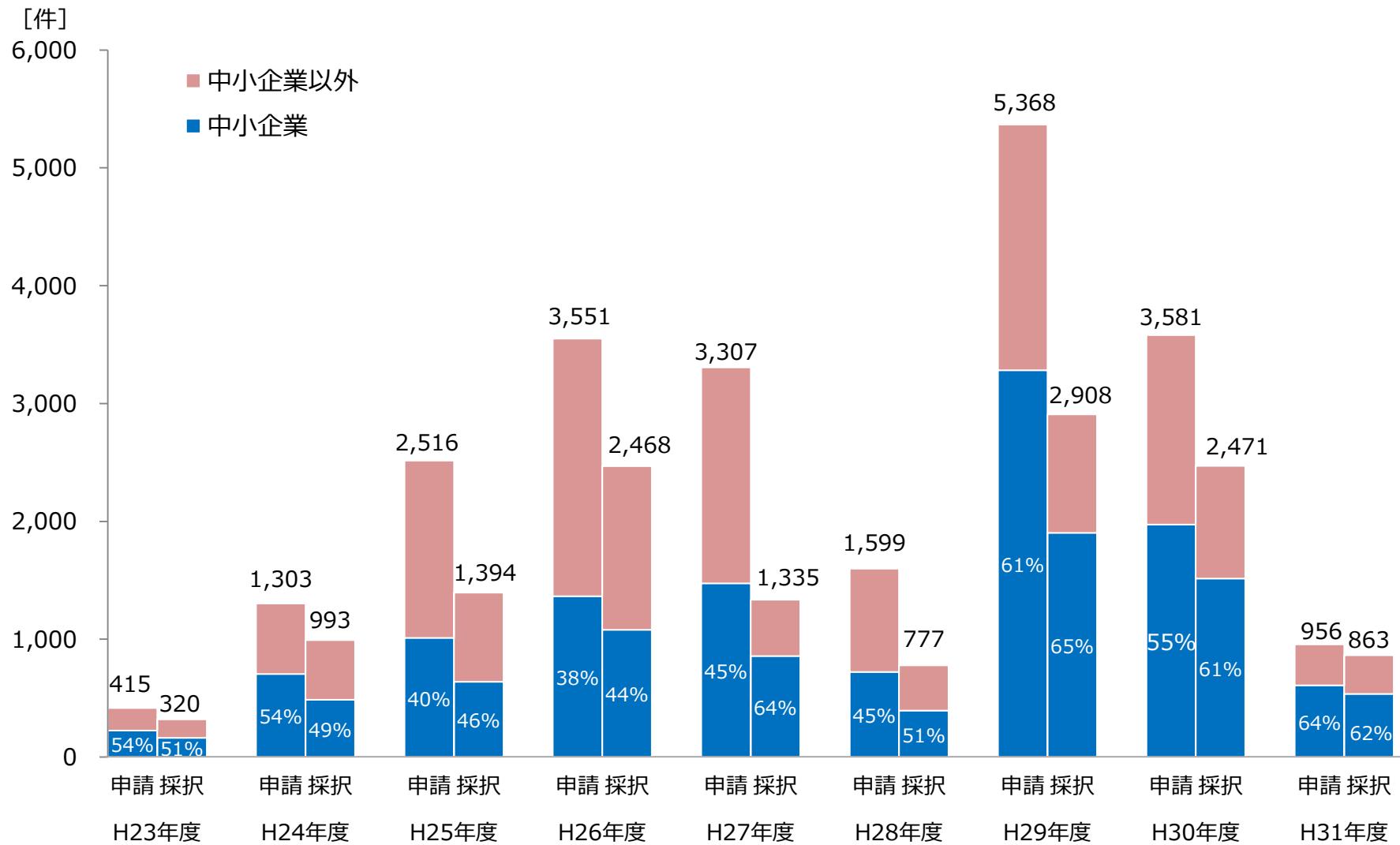
1-② 新規事業の申請・採択金額の推移



◆ H23～H31年度における累計の申請金額は、約2,773億円。
累計の採択金額は、約1,574億円。

※複数年度事業は初年度の補助金額のみを計上。（2年目以降の補助金額は含まず）

1-③ 新規事業の中小企業比率

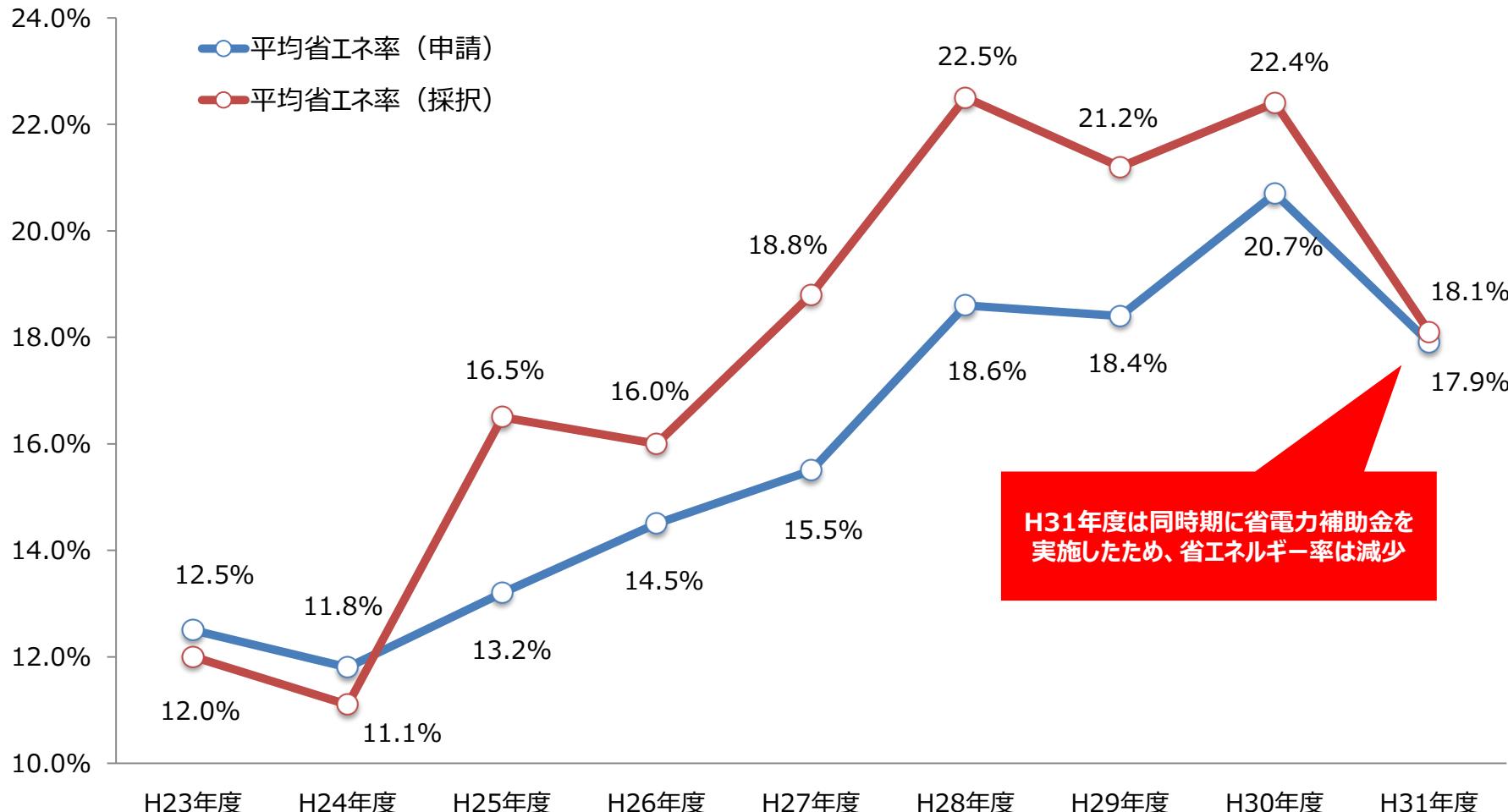


◆申請・採択とも、約6割が中小企業。

2章 事業区分ごとの分析

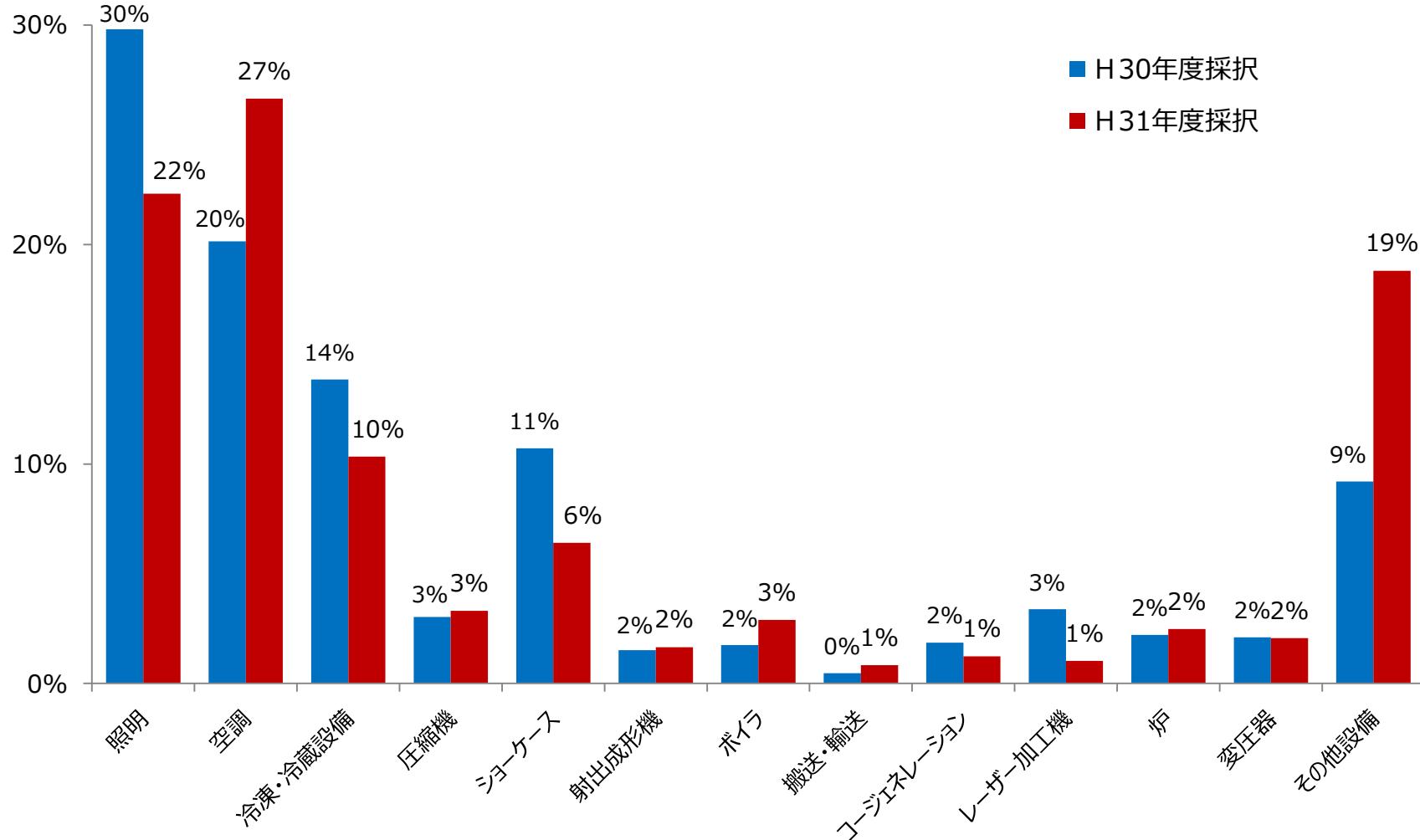
- 2-① I .工場・事業場単位の平均省エネルギー率**
- 2-② I .工場・事業場単位の更新設備比率**
- 2-③ II .設備単位（省エネ補助金）の設備別採択概要**
- 〈参考〉 II .設備単位（省電力補助金）の設備別採択概要**

2-① I. 工場・事業場単位の平均省エネルギー率



- ◆ 採択事業 1 件当たりの平均省エネルギー率は、平均省エネルギー率の高い照明更新事業が、省電力補助金に流れた影響もあり、減少した。

2-② I. 工場・事業場単位の更新設備比率



- ◆ 省電力補助金の影響で、電力を使用する照明、冷凍・冷蔵設備、ショーケースの割合が下がった。

2-③ II.設備単位（省エネ補助金）の設備別採択概要

《H31年度 省エネ補助金》

	申請件数	採択件数	採択率	平均省エネ率	平均省エネ量	平均 経費当たり省エネ量
高効率空調	426	394	92.5%	38.1%	13.1kl	8.1kl/千万円
産業ヒートポンプ	0	0	-	-	-	-
業務用給湯器	26	23	88.5%	17.4%	5.5kl	13.9kl/千万円
高性能ボイラ	266	228	85.7%	5.5%	10.4kl	9.3kl/千万円
高効率コジェネ	4	4	100.0%	7.1%	1.5kl	1.2kl/千万円
低炭素工業炉	11	9	81.8%	40.7%	76.5kl	24.6kl/千万円
冷凍冷蔵設備	0	0	-	-	-	-
産業用モータ	1	0	0.0%	-	-	-

※ 省エネ率、省エネ量、経費当たり省エネ量の平均値は、採択事業における各申請の合計値を採択件数で割った値。

〈参考〉 II.設備単位（省電力補助金）の設備別採択概要

《H31年度 省電力補助金》

	申請件数	採択件数	採択率	平均省電率	平均省電力量	平均 経費当たり省電力量
高効率照明	1,760	1,244	70.7%	61.6%	90.0 kWh	180.9 kWh/千万円
高効率空調	1,002	652	65.1%	47.3%	55.4 kWh	53.8 kWh/千万円
産業ヒートポンプ	0	0	-	-	-	-
業務用給湯器	5	3	60.0%	67.5%	62.9 kWh	252.3 kWh/千万円
高性能ボイラ	0	0	-	-	-	-
低炭素工業炉	3	3	100.0%	21.1%	70.9 kWh	23.2 kWh/千万円
変圧器	149	109	73.2%	44.6%	16.3 kWh	46.6 kWh/千万円
冷凍冷蔵設備	181	130	71.8%	29.3%	99.2 kWh	84.7 kWh/千万円
産業用モータ	67	38	56.7%	10.3%	55.8 kWh	67.0 kWh/千万円

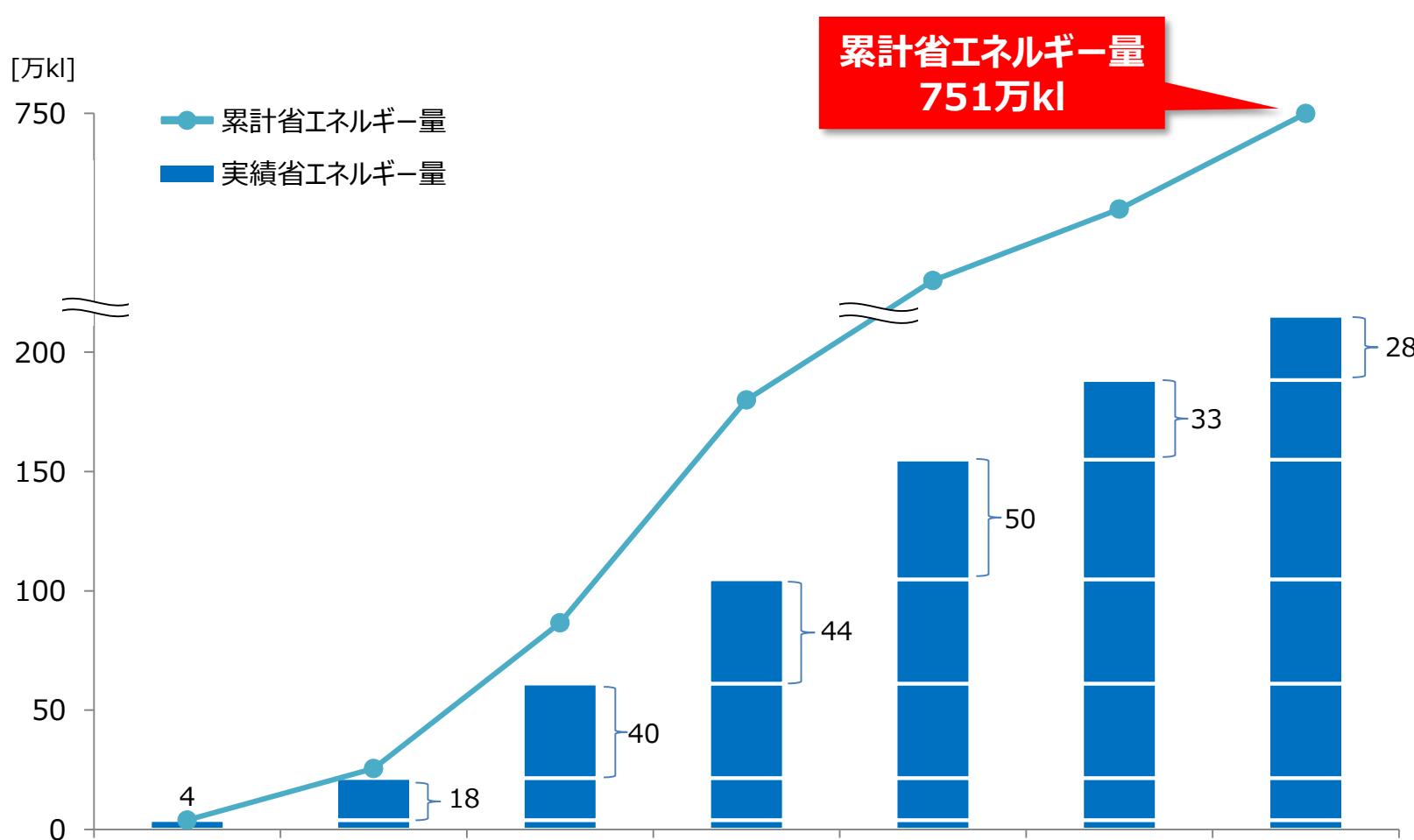
※ 省電率、省電力量、経費当たり省電力量の平均値は、採択事業における各申請の合計値を採択件数で割った値。

3章 実績省エネルギー効果からの分析 (Ⅰ.工場・事業場単位)

- 3-① 実績省エネルギー量
- 3-② 業種別構成比
- 3-③ 業種別実績値
- 3-④ 業種別平均値
- 3-⑤ 事業所規模別の平均値

※事業完了後、補助事業者が一年間の省エネルギー量を計測して、SIIへ成果報告を行った数値を集計

3-① 実績省エネルギー量（I.工場・事業場単位）

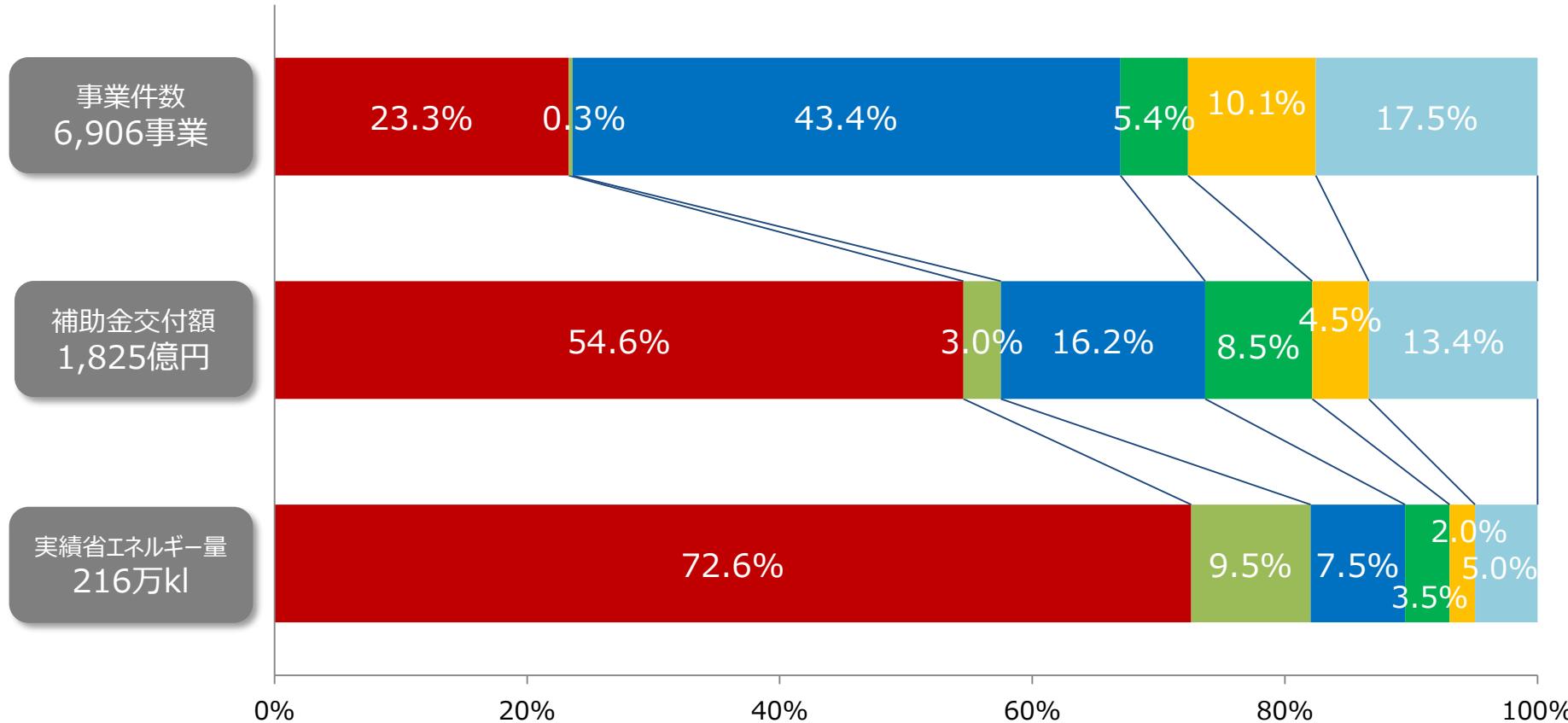


※事業完了後、補助事業者が一年間の省エネルギー量を計測して、SIIへ成果報告を行った数値を集計

3-② 業種別構成比（I.工場・事業場単位）

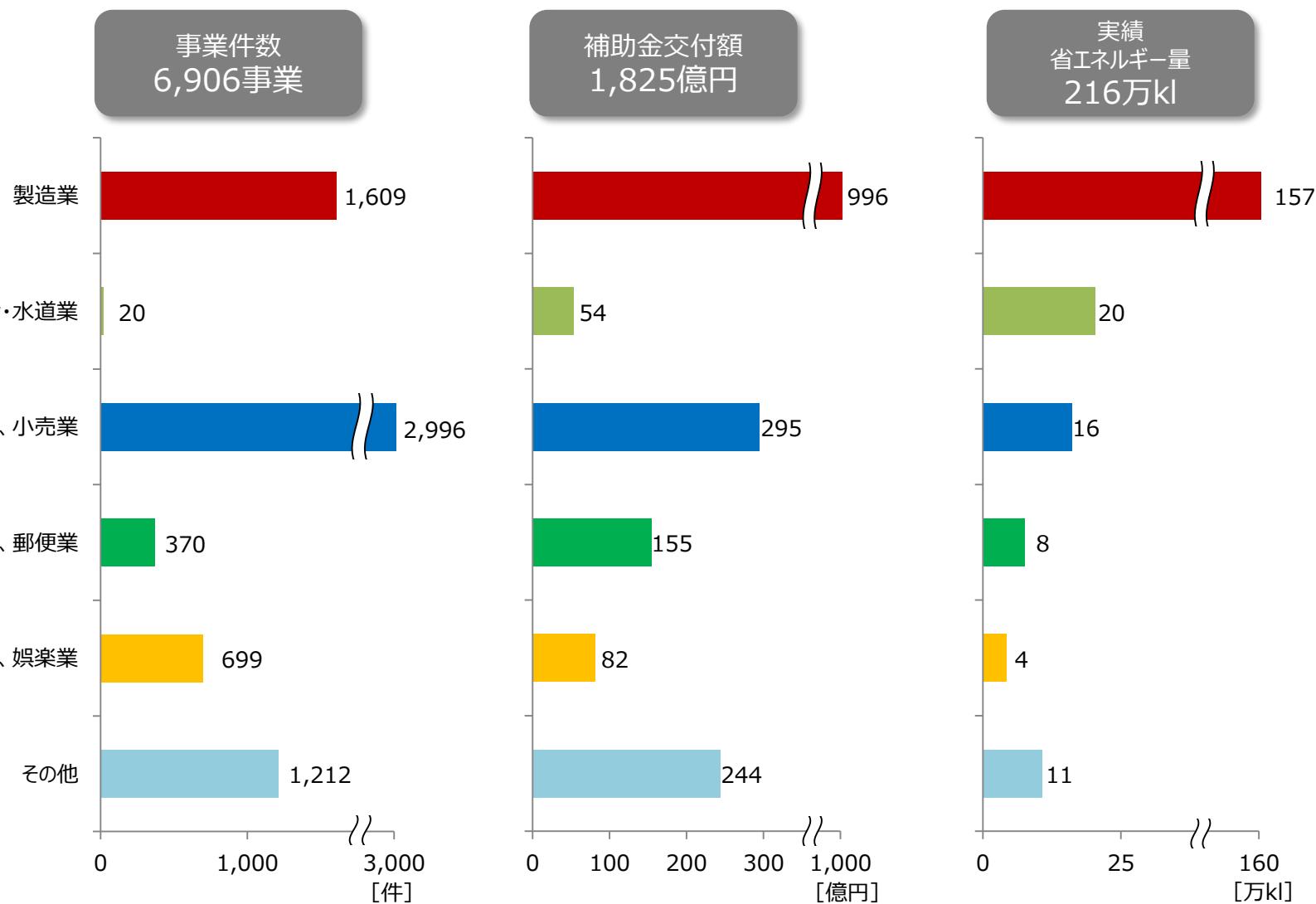
◆業種ごとに分けてみると…

■ 製造業 ■ 電気・ガス・熱供給・水道業 ■ 卸売業、小売業 ■ 運輸業、郵便業 ■ 生活関連サービス業、娯楽業 ■ その他



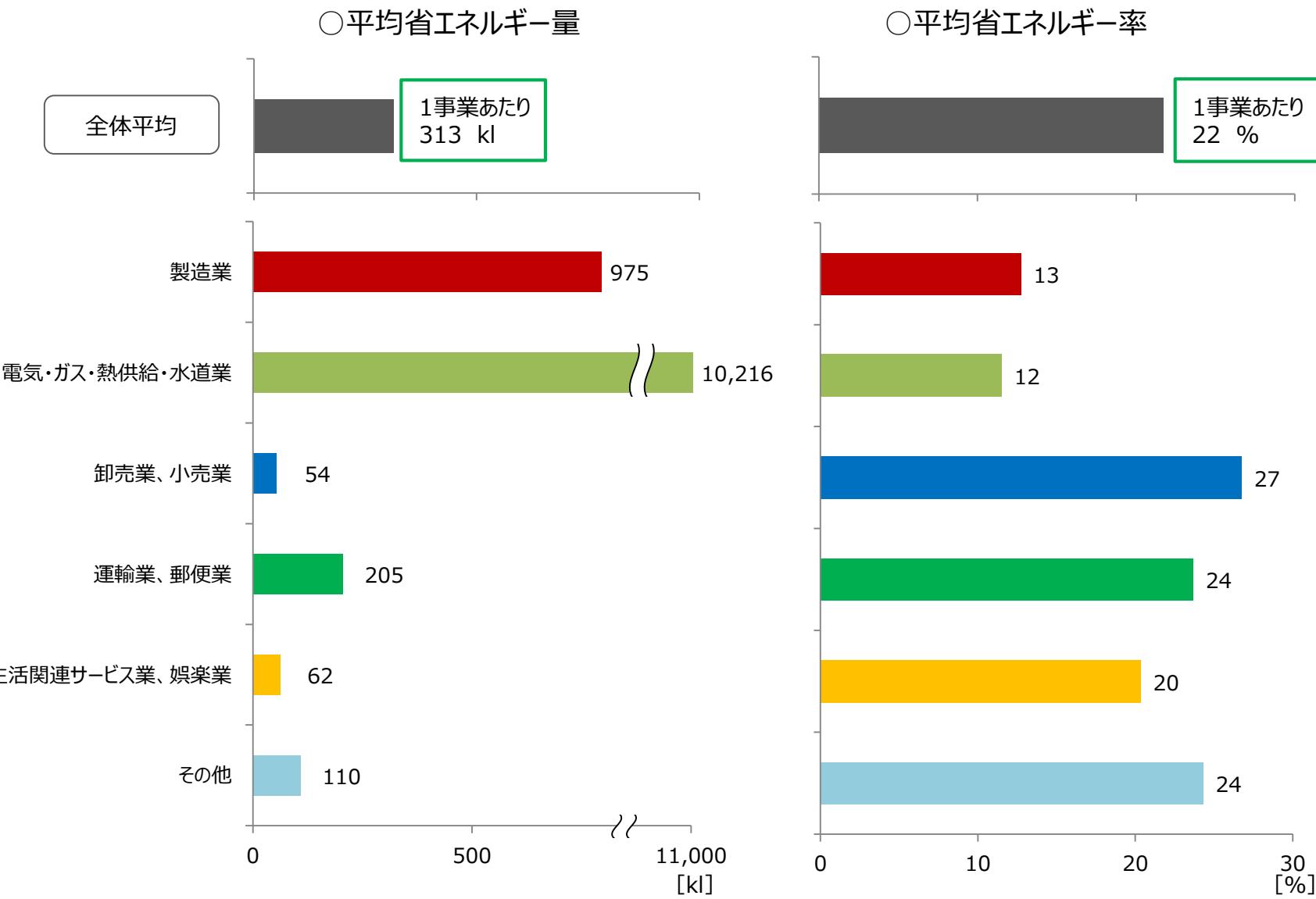
※事業完了後、補助事業者が一年間の省エネルギー量を計測して、SIIへ成果報告を行った数値を集計

3-③ 業種別実績値（I.工場・事業場単位）



※事業完了後、補助事業者が一年間の省エネルギー量を計測して、SIIへ成果報告を行った数値を集計

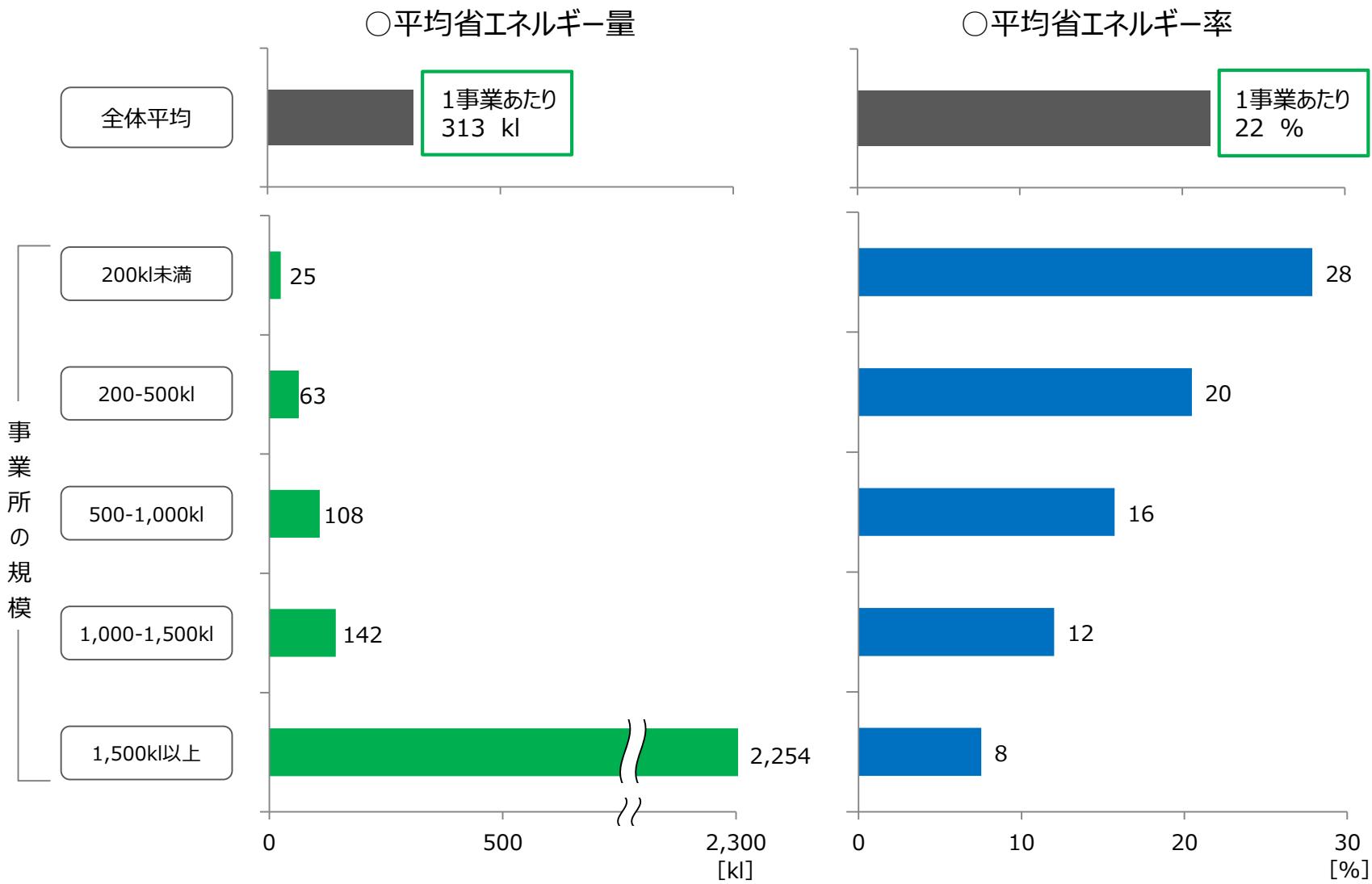
3-④ 業種別平均値（I.工場・事業場単位）



※事業完了後、補助事業者が一年間の省エネルギー量を計測して、SIIへ成果報告を行った数値を集計

3-⑤ 事業所規模別の平均値（I.工場・事業場単位）

◆事業所の規模ごとに分けてみると…



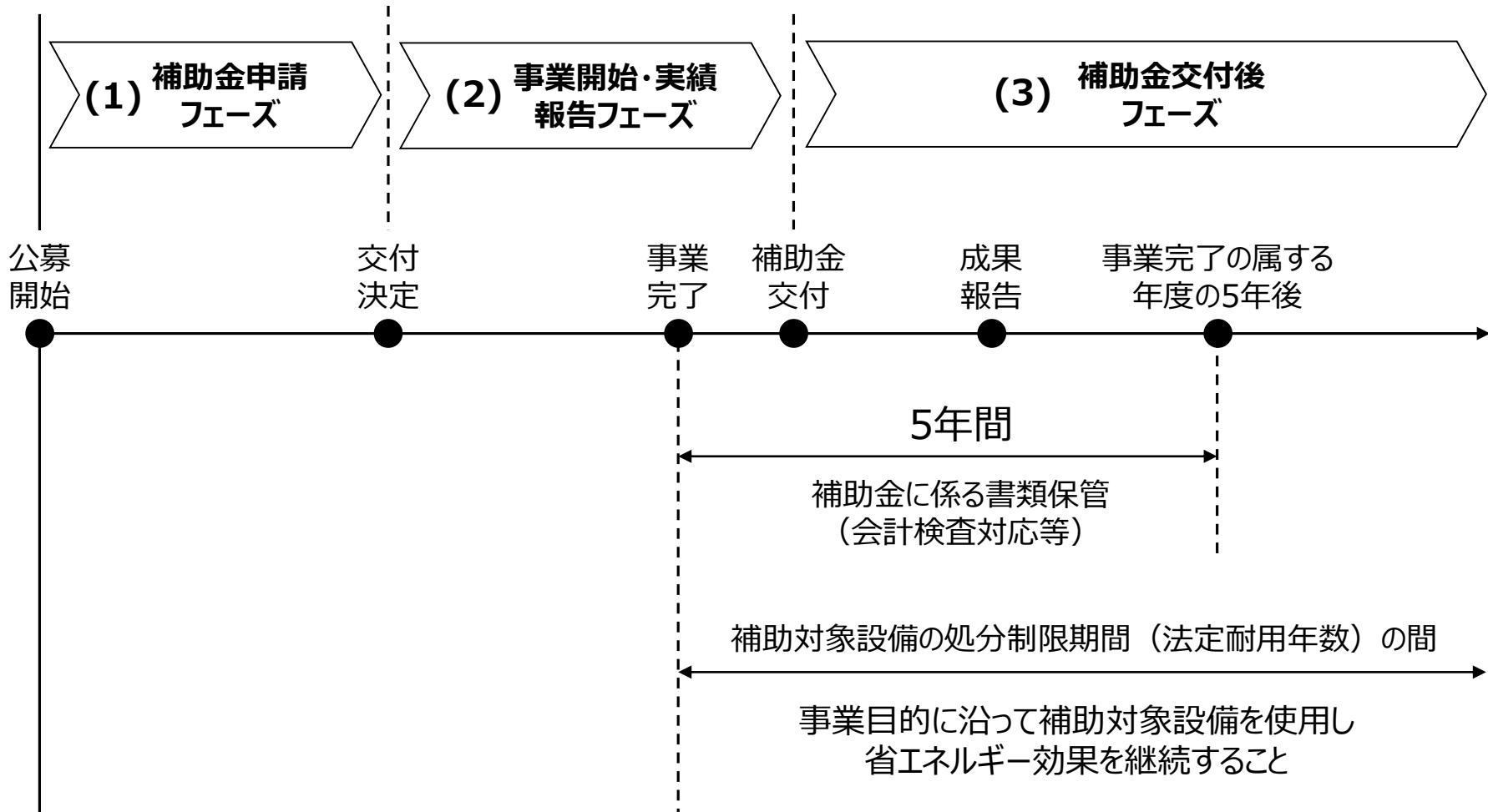
※事業完了後、補助事業者が一年間の省エネルギー量を計測して、SIIへ成果報告を行った数値を集計

補助金申請・事業実施の注意点

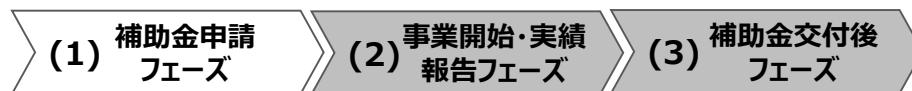
- ・補助金の申請から事業実施のスケジュール
 - (1) 補助金申請フェーズでのよくある間違い
 - (2) 事業開始・実績報告フェーズでのよくある間違い
 - (3) 補助金交付後フェーズでのよくある間違い

補助金の申請から事業実施のスケジュール

省エネ補助金を例にご説明します。



(1) 補助金申請フェーズでのよくある間違い



例年

5月下旬
ごろ

- 公募開始

6月末
ごろ

- 申請書の提出期限

■申請内容に関するよくある間違い

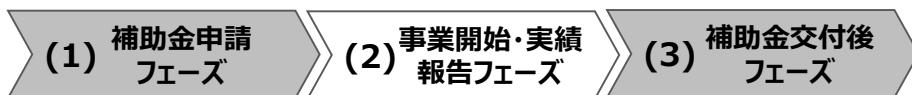
- 申請者の企業区分が間違っている。
 - 例えば、中小企業・その他は1/3、大企業は1/4の補助率と、企業区分によって補助率が異なります。
- 既存設備の稼働状況が、実際とは異なっている。
 - 省エネルギー計算において省エネルギー量が過大となり、事業実施後に必須となる計画省エネルギー量が未達となる場合、補助金返還となる可能性があります。
- 設備の検収をもって事業完了と認識している。
 - 事業完了とは設備の納品、検収、支払いの全てを完了することです。

■見積書に関するよくある間違い

- 三者見積で「事業に要する経費」の最安値で選定している。
 - 補助対象経費の最安値で発注してください。
- 一括値引きされた見積書を添付している。
 - 補助対象経費と補助対象外経費を分けて記載するとともに、値引きを費目ごとに分けてください。
- 提出された三者見積の見積条件が異なっている。
 - 一者のみ省エネルギー基準を満たしていない等、見積条件が異なる場合、再見積していただきます。

Point 過年度の採択事例等を確認することを推奨します。

(2) 事業開始・実績報告フェーズでのよくある間違い



例年

8月下旬
• 交付決定
• 事業開始

翌年

1月末
• 事業完了

2月中旬迄
• 実績報告書の提出

3月迄
• 補助金の請求

交付決定金額に関するよくある間違い

- 必ず交付決定金額満額が、補助金として支払われると認識している。
 - 実際にかかった補助対象経費を基に、交付決定金額を上限に交付決定額を決定します。

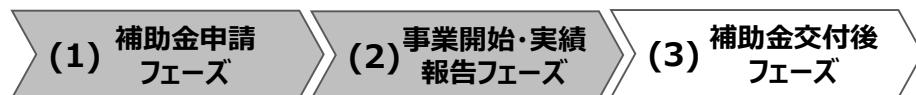
提出書類に関するよくある間違い

- 設置図面と設備一覧・写真の突合用記号が不一致または記載がない。
 - 計画通りの事業であるかを確認するために、実績報告書内の整合を取る必要があります。
- 補助金額の確定通知日より前の日付で、執行団体へ精算払請求書を発行している。
 - 補助金の交付額が決定するまで、請求金額が変更となる可能性があります。

計画変更に関するよくある間違い

- 執行団体へ事前に相談せず、補助事業の計画変更をしている。
 - 変更内容によっては補助金の支払ができないこともあるため、必ず事前にご相談ください。

(3) 補助金交付後フェーズでのよくある間違い



例年

3月末迄 •補助金交付

導入後 •成果報告

•事業の継続

▼
▼
▼
处分制限期間
(法定耐用年数)

■ 成果報告に関する間違い

- 補助対象設備のエネルギー使用量を正しく計測できない方法で、エネルギー使用量のデータを取得している。
 - 再計測や、場合によっては補助金の返還となる場合もあります。
- 成果報告のデータ報告期限を正しく把握できていない。
 - 工場・事業場単位では事業完了の翌々年度5月末まで、設備単位では事業完了後90日以内に報告が必要です。

■ 事業の継続における間違い

- 担当者が変更となった際、引継ぎをしなくてもよいと認識している。
- 補助金を受取った時点で、事業目的を達成したと認識している。
 - **補助金交付後も、補助対象設備の处分制限期間（法定耐用年数）の間は、事業目的に沿って補助対象設備を使用し、省エネルギー効果を継続してください。**



一般社団法人
sii 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative